



歳末たすけあい募金 配分申請のご案内

歳末たすけあい運動では、毎年、多くの市民のみなさまから寄せられた募金を、新たな年を迎えるこの時期に、対象となる世帯の方々へ配分しております。

配分を希望する方は、お近くの民生委員にご相談のうえ、11月6日(金)までに申請するようお願いいたします。

※提出された申請書は、配分委員会にて審査・決定いたします。審査の結果、配分対象にならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【配分対象となる世帯について】

①世帯配分金

経済的に困窮していながらも、生活保護は受けずに自力で生活し、世帯員が生活維持に努力していることが認められる世帯（高齢者・障害者・遺児・母子・父子・在宅心身障害児など）。

※市内に平成27年10月1日現在で6ヶ月以上居住（住民登録）している世帯です。

※世帯の収入等に基準がありますので、各地域担当の民生委員へご相談ください。

②世帯配分品

生活保護非該当の70歳以上のひとり暮らし高齢者で、配分金に該当しないが、配分品を希望する世帯。

【配分の対象とならない世帯について】

- ① 単身世帯で申請期間中(平成27年10月20日～11月6日)に施設入所や入院などの理由で不在の世帯。
- ② 生活保護を受給している世帯。

お問い合わせ

社会福祉法人 那須塩原市社会福祉協議会			
本 所	南郷屋 5-163	健康長寿センター内	電話 0287-37-5122
黒磯支所	桜町 1-5	いきいきふれあいセンター内	電話 0287-63-3868
塩原支所	塩原 2404-2	旧商工会塩原支所内	電話 0287-32-5216